

# Weekly Report

第561号  
令和2年7月13日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 14日から申請開始「家賃支援給付金」

新型コロナの影響を受けた事業者に対する「家賃支援給付金」の申請が今月14日から開始となります。

**◎支援対象（①～③を満たす事業者）**……①資本金10億円未満の法人や個人事業者（医療法人、NPO法人等も対象）、②本年5月～12月までの売上について、「いずれか1ヵ月が前年同月比50%以上減少」、又は「連続する3ヵ月の合計が前年同期比30%以上減少」している（昨年創業した場合などの特例あり）、③自らの事業のために他人の土地・建物を占有し、賃料を支払っていること（原則、本年3月31日及び申請日時点で有効な賃貸借契約があり、申請日の直前3ヵ月間の支払い実績がある）。

**◎給付額**……申請日の直前1ヵ月以内に支払った賃料（一体的に取扱われている管理費・共益費を含む）を基に算定した給付額（月額）の6ヵ月となり、最大で法人600万円（月額100万円）、個人300万円（月額50万円）を一括支給します。なお、地方自治体から賃料支援を受けている場合は、減額となるケースがあり

ます。

**◎算定方法**……支払賃料（月額）が法人75万円、個人37.5万円以下の場合は【**支払家賃×2/3×6**】が給付額となります。

また、上記の支払家賃料を超える場合、法人は【**300万+（75万の超過額×1/3×6）※上限600万円**】、個人は【**150万円+（37.5万の超過額×1/3×6）※上限300万円**】が給付額となります。

**◎申請手続等**……申請は令和3年1月15日までの間に原則、専用ホームページ上で手続きを行います。なお、給付が確定した場合は貸主又は管理会社にも、その旨のお知らせが送付されます。

## 労働者が申請できる休業支援金・給付金

本年4月～9月までの間に事業主の支持により休業した中小企業の労働者（アルバイト等も含む）が休業手当を受けていない場合に、労働者が直接申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の郵送申請が今月10日から始まりました（オンライン申請は準備中）。

これは、労働者からの申請（事業主経由での申請も可能）により、休業前賃金の8割（日額上限1万1千円）を休業期間に応じて本人に支給するものですが、申請に当たっては、事業主と労働者がそれぞれ記入し署名する「支給要件確認書」の作成などで、事業主が協力する必要があります。

なお、申請期限は休業した月で異なります。

## マイナンバーの「通知カード」の取扱い

マイナンバーを証明するための紙製の「通知カード」は、本年5月25日に新規発行等が廃止されています（同日以降は「個人番号通知書」を送付）。

廃止後も通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。一方、氏名、住所等の変更がある場合は、マイナンバーカードを取得する、又はマイナンバーが記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書で証明が可能です。